

早めの相続対策

「2年ほど前から『家族信託』をテーマにしたセミナーを定期的に開いているが、初めの頃は2割ほどだった個別相談が進む割合が、最近では5割近くまで増えてきた。関心の高まりを実感している」。投資用中古ワンルームの販売と管理を手掛ける日本財託で、顧客に「家族信託」を活用した相続対策を提案している資産コンサルティング部の横手彰太氏はこう話す。

「家族信託」（民事信託）とは、資産を持つ人が、不動産や預金などの資産を信頼できる家族に託し、その管理や処分を任せる仕組み。財産管理の一手法として注目を集めている。

会社では、主に管理する物件のオーナー向けに、こうしたセミナーをこれまで16回開催し、延べ700人が参加している。参加者の7割が、高齢の親を持つ50～60代だ。関心が高まっている背景にあるのが認知症患者の増加。厚生労働省の試算によると、その数は現在525万人だ

老後に備える

資産をどう生かすか

①



4月上旬に日本財託が開いた家族信託セミナー

その資金を充てること。ただ、そのマンションは2人の共有名義であり、父母のどちらかでも認知症で判断能力がなくなってしまうと、売却できなくなる。父親に認知症の兆候が出始めていたAさんは心配だった。そこで、Aさんが受託者となりマンションの管理や運用を行えるよう

こともできる。例えば、自分の死亡後は妻に、更に妻の死亡後は長男や次男、孫に順次移していく……というように。横手氏も「元気なうちに家族と信託契約を結んでおけば、『所有アパートや自宅などの資産をこういうふうには有効活用してほしい』という思いが実現できる」と説明する。

宅建業者の仕事に

では、この「家族信託」をサポートする。「家族信託」は、各家庭の事情に応じて、多様な使い方ができる。コンサルティングに加えて、売却や管理などに派生する可能性も大きいという。

認知症25年に700万人超 関心高まる「信託」

が、年々増加し、団塊世代が後期高齢者（75歳以上）の仲間入りをする25年には700万人を超える。これは高齢者（65歳以上）の5人に1人が認知症になる計算だ。どここの家庭にとっても他人事ではなくなる。

高年齢自身はもちろんだが、その家族にとっても不安は大きい。その一つは資産の扱い。認知症が進んで判断能力がなくなると、本人の資産は事実上凍結されてしまう。子供であっても自由に親の預貯金の引き出しや、所有して

いる不動産の売却はできなくなる。その対策として信託は有効な仕組み（横手氏）。鍵になる自宅活用

富裕層ではなく「財産は自宅とわずかな預金のみ」という一般家庭こそ、自宅を使って老後資金や介護費用などを捻出できるようにしておくことが必要になる。

「家族信託」を活用すれば、生前の財産管理だけでなく、自分が死亡した後の資産の承継先を数代先まで決めておく

高年齢自身はもちろんだが、その家族にとっても不安は大きい。その一つは資産の扱い。認知症が進んで判断能力がなくなると、本人の資産は事実上凍結されてしまう。子供であっても自由に親の預貯金の引き出しや、所有して

例えば、最近、高齢の両親が相次いで介護施設に入所したAさん。一人っ子で、両親の老後は自分にかかっている。2人の介護費用をどうやって捻出するかが目下の悩みで、選択肢としては、両親が住んでいたマンションを売却して

宅建業者がビジネスにつなげるにはどうすればよいのか。不動産会社として「家族信託」のコンサルティングを手掛ける耶馬台コーポレーション（東京都中野区）の宮地忠継社長は、「信託財産が不動産の場合、登記することによって形として所有権が受託者に移転したことが第三者に分かる。だから不動産登記が信託の本質になる。ということ

高年齢が増えれば、相続が増えるのは自明の理。その相続資産の大半が、日本は自宅を中心とする不動産である。だから不動産会社が相続コンサルティングに注目するのは当然だが、コンサルティングに参入する企業が増える中、「家族信託」に精通しているかどうかは、顧客の信頼を得、差別化を図るための大きなカギになる。

（井川弘子）